



あいち

8-9

2018 August-September

平成30年8月20日発行
通巻494号



愛知の風景「徳川園」(名城)



あいぼっぼ

CONTENTS 2018 August-September

03 特集1 ●不動産キャリアパーソン
インタビュー

04 特集2 ●空き家対策の取り組み vol.3

MONTHLY REPORT マンスリーレポート

02 ●不動産キャリアパーソン受講者目標達成!
5年連続表彰を受けました!

10 ●本部・支部の役員研修会を開催しました!

information インフォメーション

07 ●今年度1回目!! 開業セミナー開催

11 ●会員向け法律相談について

12 ●手付金等の保全について

14 ●2019年度版 不動産手帳のお知らせと取り扱いのご案内

●宅地建物取引士法定講習会日程のお知らせ

●本部事務局臨時休業のお知らせ

15 ●全宅連書式ダウンロード用ID・パスワードが変更になります!!

裏表紙 ●事業承継支援事業のご案内

15 ●9月のあいちの花「スプレーギク」

不動産キャリアパーソン受講者目標達成! 5年連続表彰を受けました!

6月28日に全宅連の定時総会が行われました。総会では、29年度事業報告、30年度事業計画・収支予算の報告後、29年度決算、定款一部変更承認の件、改選期に伴う新理事・監事選任の件について承認がなされました。

新理事の就任に伴い、全宅連会長も伊藤博前会長から新しく坂本 久会長(神奈川県)

が就任されました。

議事に先立ち表彰が行われ、本会は教育研修制度「不動産キャリアパーソン」の「受講目標を達成した協会」として、5年連続で表彰を受けました。(受講者数:753名(目標数:574名))



不動産キャリアパーソン表彰風景



不動産キャリアパーソンの表彰盾

■不動産キャリアパーソン研修制度について

宅地建物取引業界の資質を底上げするために作られた不動産キャリアパーソンは創設されてから5年目を迎え、愛知県でも約3,000名の方が受講しております。

宅建業法改正で従業者に対する教育義務規定が盛り込まれ、今まで以上に本研修制度の価値や重要性が高まり、国土交通省からも高い評価を受けました。

さらに、現在は実務の基礎知識の習得や復習がメインとなっておりますが、国土交通省の指導のもと専門的知識の習得を目指した第2段階の創設も検討中です。

代表者や、専任取引士、従業者まで幅広く受講されておりますので、まだ未受講の会員・従業者の皆様、不動産取引の基礎知識を再確認・基礎固めのため不動産キャリアパーソンを受講してみたいはいかがでしょうか?

あなたのまちの

不動産 キャリアパーソン



中尾建設工業株式会社

(愛知県安城市)

西三河地方を中心に事業展開する中尾建設工業(株)(代表取締役:中尾研次氏)は、社員31名が不動産キャリアパーソンを受講されています。今回、受講された社員のみなさまを代表し、経営企画部 部長の清水様にお話を伺いました。

受講のきっかけは？

弊社は建売分譲をメイン事業として行っており、不動産キャリアパーソンを導入するまでは自社独自のやり方しか知らない部分がありました。

私が受講をしたきっかけとなったのは不動産キャリアパーソンが不動産業者全体に通じる実務内容で作られていると聞いたからです。自分たちのやり方しか知らないよりも、他の業者さんたちがどのようなやり方をしているのかを知る上でも受講してみようと考えました。

不動産キャリアパーソンの推奨については？

現在は、新卒で入社した社員については一部の部署を除き全員に受講してもらっています。また、社内教育の一環としてという面でも、新しく入社した社員にゼロから実務を教えていくことは、かなりの時間を要してしまいます。こちらが教えるなら、より専門的な内容を伝えていきたいということもあり、その前段階の基礎固めとして不動産キャリアパーソンを導入しております。



中尾建設工業株式会社
経営企画部 部長
清水 昭浩 様



不動産キャリアパーソンの活用方法について

お客様への自己紹介と社員自身の意識向上のために活用させてもらっています。最初にお会いするお客様に、「自己紹介カード」をお渡ししており、そこに各社員が取得している資格を記載しているのですが、新人社員の中には記載する資格がどうしても無い者もいます。そこで、その資格の取っかかりとして不動産キャリアパーソンを取得してもらい、そこからさらに、宅地建物取引士や住宅ローンアドバイザー等の資格取得を目指してもらいます。カードにいくつも資格が記載されることによって、より専門性の高いお話もできるようになり、お客様の信頼に繋がっていくと考えております。

今後、取り組んでいきたいビジョンや目標は？

今後もお客様とより深い信頼関係を築いていけるよう、実務的なものとして不動産キャリアパーソンの資格取得を基礎とし、全社員が宅地建物取引士の資格取得を目指してもらえよう、社内にはたらきかけていきたいと考えております。

受講された社員様の声

自社物件をお勧めしていく中で、不動産キャリアパーソン受講テキストを参考にし、お話をさせていただいたところ、物件の成約に繋げることができました。

実務で使用する専門用語等についてもわかりやすく覚えることができ、実際の業務にも役立てることができたので、受講して非常に良かったと感じました。

★受講申込み等、詳しくは全宅連ホームページをご覧ください。

不動産キャリアパーソン

検索

空き家対策事業“初”の売買契約成立!

相談内容

相談者は名古屋市(既存提携先)より依頼を受け、選任を受けた成年後見人である弁護士。
長い間空き家状態で残置物も多く、近隣住民に迷惑をかけており、早急に解体・売却を依頼したい。

上記の相談を受け付け、案件を検討した結果、愛知県建サポート(株)が売り側の媒介業者として業務を行い、物件所在地の該当支部の空き家マイスターへ物件情報

が優先公開され、空き家マイスターが買い側の媒介業者となり、今般の取引に至りました。

有限会社ビージー (名古屋市東区)

名古屋市を中心に不動産仲介・居住、事業用建物管理等を行う有限会社ビージーは、渡邊氏がディベロッパー関係会社に勤めた後独立し、2000年に開業をしました。現在、名古屋市環境局から委任を受けた委員として環境活動にも力を入れており、地域に根ざし、消費者が安心できる取引を行っています。

渡邊 豊社長(名城支部)



「地域に根ざした」仕事を行う

元々はディベロッパー会社で仕事をしておりましたが、2000年に(有)ビージーを開業し、名古屋市内を主なエリアとして、建物管理・不動産仲介を中心に事業を展開しています。建物管理が6割、仲介が4割くらいの割合です。本業以外にも、名古屋市環境局から委任を受け、「ごみ対策」にも取り組む委員もしています。外国へ視察に赴き、先進的に取り組んでいる事業を地域にフィードバックしています。また地元の小学校にマイ箸を提供し、環境保全を通じた地域貢献活動にも精力的にも取り組んでいます。特に今般の空き家対策事業のスキームは、「地域に根ざした」仕事ができるものだと感じており、積極的に取り組みたいと思っています。地域に根ざした同社だからこそ、事務所周辺の駐車場の空きはないかとよく相談を受けると渡邊社長はいいます。

不動産業界だけではなく、 みんなで問題意識を持つ

「空き家マイスター」は平成29年12月に取得しました。近々に自分の名刺にも「空き家マイスター登録者」という文字を入れるつもりです。そのようなPRをすることで、消費者の方にも興味を持ってもらいたいです。今回の取引もそうだし、空き家に関する複雑な問題は時代の流れでどんどん増えていくと思います。課題も山積しているが、地域に協力したいという強い思いがあるので、前向きに対応していきたいです。不動産業界だけでなく、色んな人が興味を持つことで、問題は解決されると思います。依頼者の方にとっても、「空き家マイスター」にお願いして良かったと思ってもらえたのでないかなと思います。このような取引がどんどん増えていってくれば、自ずと業界の資質向上につながると思います。



4市町と「空家等対策に関する協定」を締結しました

公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会は、平成30年6月22日に碧南市、7月10日に江南市、8月1日に尾張旭市、8月2日に幸田町と空き家に関する協定を締結し、調印式を行いました。

本協定では、各市町の空き家の利活用・管理等に取り

組むことにより、空家等の発生 of 未然防止や流通・活用等に関する対策を推進することを目的としています。

全国的にも空き家に関する注目度も前年度に引き続き、業界全体として高まっておりますので、今後の動向にも注視していきます。

【碧南市】6月22日



左から (公社)愛知建築士会 三宅専務理事、(公社)愛知建築士会 柳澤会長、(公社)愛知建築士会 杉浦碧南支部長、榎宜田碧南市長、鈴木碧海支部長、伊藤副会長、宅建サポート 大高社長

【江南市】7月10日



左から 野田都市整備部長、佐藤副市長、澤田市長、梅田副会長、米山北尾張支部長、宅建サポート 大高社長

【尾張旭市】8月1日



左から 三浦東尾張副支部長、米谷東尾張支部長、宅建サポート 大高社長、梅田副会長、水野市長、石坂市民生活部長、木戸環境課長

【幸田町】8月2日



左から 成瀬町長、梅田副会長、宅建サポート 大高社長・西三河支部長

これで提携している自治体は15自治体です。(平成30年8月2日時点) 15自治体は下記の通りとなります。

| | | | | | |
|------|------|------|-----|-----|-----|
| 名古屋市 | 岡崎市 | 東郷町 | 新城市 | 一宮市 | 東海市 |
| 岩倉市 | 南知多町 | 清須市 | 大府市 | 津島市 | |
| 碧南市 | 江南市 | 尾張旭市 | 幸田町 | | |

空き家マイスター登録認定講座を実施しました!

7月25日(水)に平成30年度第2回空き家マイスター登録認定講座を実施しました。吉田先生の講義の後、効果測定を行い、新たに47名のマイスターが誕生しました。現在、総勢397名のマイスターが活躍しています。

■空き家マイスターとは?

空き家流通の専門家としての知識を備えた者に対して、本会が独自に認定するものです。

■空き家マイスターのメリット

- ・ 宅建サポートが依頼を受けた空き家の媒介情報を優先提供!
- ・ 宅建サポートが売主から受け取る手数料の50%を還元!
- ・ マイスターリストを作成し、自治体へ配布!
- ・ 愛知県空き家空き地バンクポータルサイトへマイスター会員情報を掲載!

■支部別空き家マイスター登録者数

| 支部名 | 登録認定者 | 支部名 | 登録認定者 |
|-----|-------|------------|-------|
| 東 名 | 26名 | 西三河 | 45名 |
| 名 西 | 13名 | 碧 海 | 23名 |
| 名南東 | 22名 | 豊 田 | 9名 |
| 名南西 | 25名 | 知 多 | 23名 |
| 名 南 | 21名 | 東尾張 | 15名 |
| 名 城 | 25名 | 西尾張 | 49名 |
| 中 | 19名 | 北尾張 | 17名 |
| 東三河 | 45名 | その他(金融関係等) | 20名 |
| | | 合 計 | 397名 |



東海市の空き家対策セミナーに参加しました!

7月14日(土)東海市芸術劇場にて「東海市空き家対策セミナー・相談会」が開催され、空き家マイスターなど本会空き家対策の取り組みを参加者へPRしました。セミナーは「空き家の現状と空き家対策」「司法書士から見た空き家問題と対策」「こんな方法がある!意外に知らない空き家活用法」の3本立てとなっており、約50名の参加がありました。セミナー後は相談会を行い、本会からは知多支部の協力のもと、相談員4名を派遣し、事前予約や当日申込みを含め、7名の相談に対応しました。空き家利活用では資金を生み出す自宅の活用方法として最近話題になっている「リバースモーゲージ」や「セル アンド リースバック」など説明を行うなど、参加者の興味をそそる内容となり、大変好評なセミナーとなりました。

今後も提携自治体の要請に応じ、セミナーに参加し、空き家に困っている消費者へ本会の空き家対策事業を積極的にPRしていきたいと思えます。

■リバースモーゲージとは

「60歳からでも利用できる住宅ローン」と言われ、自宅を担保にして金融機関から借入れをし、相続が発生した後に自宅を売却して元金を返済する仕組みです。老後資金の補充や住宅ローンの借り換えに利用できます。

■セル アンド リースバックとは

一旦自宅を業者に売却しますが、そのまま賃貸で借り受けて住み続けられる仕組みです。自宅を売ったことを人に知られないで資金が手に入ります。



セミナー風景 (講師:株住宅相談センター 吉田氏)



相談風景

今年度1回目!! 開業セミナー開催【参加無料】

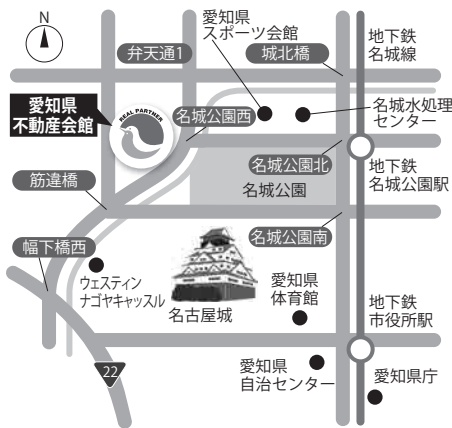
不動産に興味のある方、開業に不安のある方は、県下約80%の宅建業者(約5500会員)が加入する、県下最大のネットワークを誇る不動産業界団体である当協会が開催する、開業セミナーに是非ご参加ください!

1.開催日時：平成30年9月13日(木)

開場13:00～ 開演13:30～

2.開催場所：(公社)愛知県宅地建物取引業協会

愛知県不動産会館 3F 研修ホール
名古屋市西区城西5丁目1番14号



3.開催内容：第1部「ビッグデータから読み解く不動産市場動向」

講師：(株)東京カンテイ 名古屋支店
ゼネラルマネージャー 有馬 義之 氏

第2部「私の不動産業開業体験談」

講師：愛知県宅建協会役員

第3部「宅建協会入会のメリットについて」

講師：愛知県宅建協会役員

スケールメリットを活かした当協会ならではの様々な入会メリットや、愛知宅建サポート(株)・あいたくハトマークサポートについてご説明致します。

終了後、「開業相談会(先着順)」※希望者のみ

お申込み・お問合せ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 事務局

TEL:052-522-2575 FAX:052-521-1837

※下記の申込書にご記入のうえ、事務局にFAXでお申込み
ください。開催1週間前頃に受講票を郵送します。

●愛知県宅建協会開業支援サイト

<http://www.aichi-takken.or.jp/kaigyo>

スマートフォンからも
お申込み
いただけます。



お申込みはFAXで。愛知県宅建協会事務局 宛 FAX 052-521-1837

※は必ずご記入下さい。

| | | |
|---|------|-------|
| フリガナ ※お名前 | 年齢 | 職業 |
| ※住所 〒 - (受講票送付先) | | |
| ※電話番号 (日中連絡が取れる番号をご記載ください) | | |
| ※「開業相談会」に参加を希望しますか? | 希望する | 希望しない |
| ※過去に受講したことがありますか? | ある | ない |
| ※開業セミナーの開催をどこで知りましたか? 新聞・協会案内・ホームページ・その他() | | |
| 「開業相談会」で聞きたいこと(「開業相談会」参加希望の方のみご記入ください) | | |
| 今後、当協会のセミナー案内等をお知らせしてもよろしいですか? | 希望する | 希望しない |

(お預かりした個人情報は、前項の目的以外は使用いたしません。また、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。)

本部・支部の役員研修会を開催しました

平成30年7月2日(月)午後3時00分よりキャッスルプラザにて、本部・支部の役員を対象とした役員研修会が開催されました。

二村副会長の司会により、研修会が開催され、岡本会長のあいさつの後、講義に移りました。なお、研修会は254名の方が受講されました。

研修科目 1 公益法人とは —その制度と役員等の役割・責任—

講師：(公財)公益法人協会 副理事長
鈴木 勝治 氏

- 講義内容：1. 公益法人制度
2. 公益法人の役員等の役割と責任
3. 法人運営の留意点
4. 立入検査について



講師：(公財)公益法人協会 副理事長 鈴木 勝治 氏

研修科目 2 (公社)愛知県宅地建物取引業協会の 役員として

講師：(公社)愛知県宅地建物取引業協会 役員
講義内容：1. 協会の歴史について～50年の歩み～

- (梅田副会長より)
2. 愛知宅建版ビジョンについて
(梅田副会長より)
3. 愛知県宅建協会の組織及び役員
の職務等について
(岩村副会長兼専務理事より)
4. 協会運営に関する基本方針について
(伊藤副会長より)
5. 愛知宅建サポート(株)について
(愛知宅建サポート(株)
大高代表取締役社長より)



研修会の様子

会員向け法律相談について

会員業務支援の一環として、会員向け法律相談を実施しておりますので、日常の不動産取引をされる際など、法律的理解が必要な場合は各担当弁護士にご相談下さい。

この法律相談は、原則無料ではありますが、同一事案による継続的なご相談、内容証明などの文書作成など、特別な個別相談となる場合は有料となりますので、各弁護士にご確認下さい。

1 担当弁護士

所属されている支部により、ご相談していただく弁護士が分かれておりますので、以下の一覧表にてご確認ください。

| 所属支部 | 担当弁護士 | 連絡先 |
|-----------------------------|-----------------------|---|
| 東 名・名南東 | 鈴木 典行 弁護士 | すずらん法律会計事務所 名古屋市中区丸の内一丁目5番13号すずらん丸の内ビル TEL:052-239-1220 FAX:052-239-1221 |
| 名 西・名南西 名 南・名城 中 ・知 多 | 中村 弘 弁護士 中村 伸子 弁護士 | 水口・中村法律事務所 名古屋市中区丸の内2-16-14 TEL:052-203-5525 FAX:052-231-1639 |
| 東三河 | 後藤 年宏 弁護士 | 後藤年宏法律事務所 豊橋市新吉町49 TEL:0532-54-8745 FAX:0532-53-2013 ※不在の場合は、鈴木法律事務所の鈴木哲哉弁護士にご相談下さい。 鈴木法律事務所 豊橋市前田町1-9-19 TEL:0532-56-1255 FAX:0532-56-1254 |
| 西三河・碧 海 豊 田 | 中根 常彦 弁護士 | 中根常彦法律事務所 岡崎市明大寺町字奈良井3番地3 TEL:0564-53-2232 FAX:0564-54-5776 |
| 東尾張・西尾張 北尾張 | 矢田 政弘 弁護士 | サンライズ法律事務所 一宮市神山3丁目3番9号 TEL:0586-43-6225 FAX:0586-43-6229 |

2 相談日及び相談時間

相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く）
相談時間：弁護士事務所業務時間内
※業務時間につきましては、事務所によって多少異なります。

3 相談方法

所属支部、商号、氏名を伝えたくて、
相談に入ってください。
電話・FAX・来訪のいずれによるかは、
個別の相談事案により各弁護士が判断されます。

4 基本スタイル

弁護士からの口頭によるアドバイス
目安として30分以内の相談

5 相談料

原則無料ですが、以下の場合は別途報酬を求められる場合があります。各弁護士にご確認下さい。

- ①継続的に同一事案を相談した場合
- ②文書等の作成（内容証明など）
- ③基本スタイルの30分を超えて、長時間相談した場合

ご注意

この法律相談の範疇は、基本的な重要事項説明書の書き方などをご相談するのではなく、不動産取引の際など、法律的理解が必要な場合にご相談下さい。
ご相談された内容によっては、各弁護士が相手方等の取引関係者からすでに相談されている場合もあります。
そのような場合には、ご相談に応じていただけないこともあります。

保証協会からのお知らせ 手付金等の保全について

業者自らが売主となる宅地または建物の売買で、次の場合は、手付金等の保全措置が業務上義務づけられています。

5 手付金等保全措置の概要 (宅地建物取引業者が自ら売主となる場合)

| 未 完 成 物 件 の 場 合 | | 完 成 物 件 の 場 合 | |
|--------------------------------|---|--------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 講じません | 宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。 | <input type="checkbox"/> 講じません | 宅地建物取引業法第41条の2第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。 |
| <input type="checkbox"/> 講じます | 保全措置: 保全措置を行う機関: | <input type="checkbox"/> 講じます | 保全措置: 保全措置を行う機関: ※「手付金等寄託契約及び質権設定契約」の場合、保全措置を行う機関は「公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会地方本部一覧」参照 |

1. 完成物件の場合の保全措置について(業法41条の2)

1 手付金等保管制度の対象となる取引は

宅地建物取引業法第41条の2に定められているように、宅地建物取引業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に完成物件を売却する場合、売買代金の10%または1,000万円を超える手付金等を受領しようとする時には、手付金等の保全措置を講じなければなりません。次ページ2にある取扱機関のほか、完成物件については、保証協会においても保全措置を講じることができます。その制度が手付金等保管制度です。

手付金等保管制度は以下のものを対象としています。

- ①保証協会会員が売主となる宅地または建物の売買に関して受領する金員であること。
- ②申込証拠金、契約金、手付金、内金、中間金その他の名称を問わず、代金に充当するものとして受領する金員であること。
- ③取引物件の引渡しおよび所有権移転登記前に受領する金員であること。
- ④受領しようとする金員の合計額(すでに受領した金員があるときはその額を加えた合計額)が、売買代金の10%または1,000万円を超える額であること。

2 手付金等保管制度のしくみは

手付金等は、この制度により(公社)全国宅地建物取引業保証協会地方本部が売主に代わって受け取り、物件の引渡しと所有権移転登記手続き(登記に必要な書類が売主から買主に交付された場合も含む)が済むまで保管します。

3 手付金等はどうなる

引渡しと所有権移転登記手続きが完了したら、売主は保証協会へ手付金等の返還請求をしていただくことになります。買主においては、万一の場合、売主の持つ寄託金返還請求権に質権設定がされているので、その質権を実行することにより手付金等を取り戻すことができます。

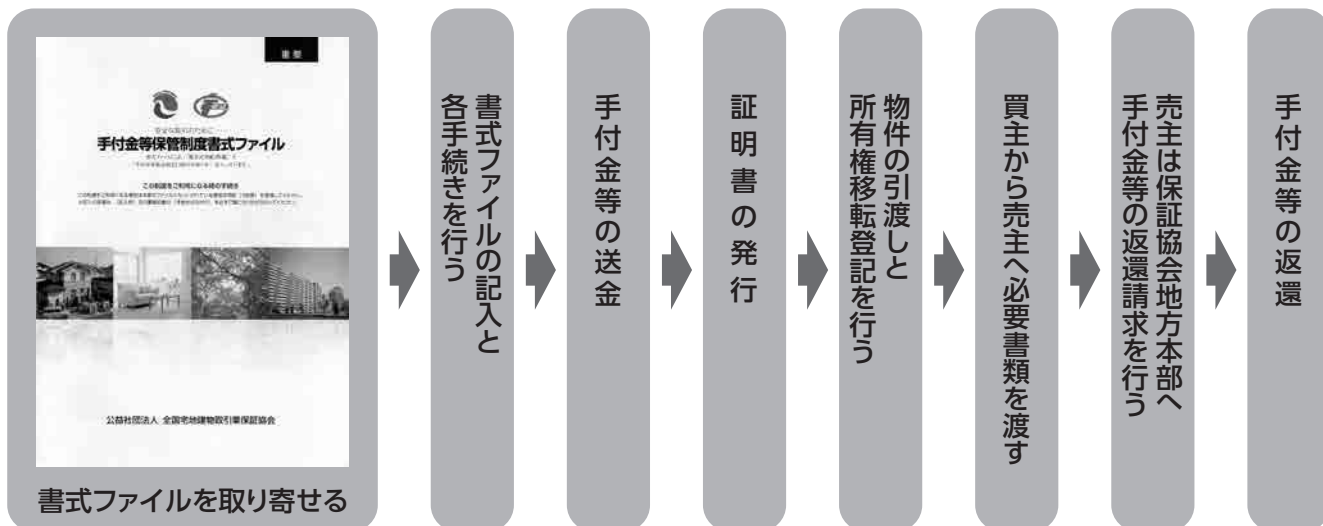
4 保管料

保管料はかかりません。



手付金等保管制度の申請の流れ

売主会員は、前ページ **1** の対象に該当することを確認したら、愛知本部に来会の上、手付金等保管制度書式ファイルを受け取って下さい。この制度を利用する場合は、この書式ファイルにセットされている複写式用紙(3枚綴)を使用して下さい。その他の手付金等保管制度に係わる詳細については、愛知本部までご連絡下さい。



お問い合わせ先

(公社)全国宅地建物取引業保証協会愛知本部

TEL:052-524-1124

2. 未完成物件の場合の保全措置について(業法41条)

宅地建物取引業法第41条に定められているように、宅地建物取引業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に未完成物件を売却する場合、買主への所有権移転登記、または買主が所有権の登記をするまでに、売主業者が受け取る金員の合計が1,000万円または代金の5%を超えるときは、手付金等の保全を講じなければなりません。

取扱機関は、銀行、信託会社、その他政令で定める金融機関(信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資総額5,000万円以上であるものおよび労働金庫)、国土交通大臣が指定する者、または保険事業者となっています。

国土交通大臣が指定する者は以下のとおりです。

全国不動産信用保証(株)名古屋営業所

名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル内
TEL:052-241-6210

不動産信用保証(株)

東京都港区赤坂2-17-47 赤坂霞山ビル内
TEL:03-5562-7180

住宅産業信用保証(株)

東京都新宿区新宿一丁目20番13号 花園公園ビル内
TEL:03-5368-1340

東京不動産信用保証(株)

東京都渋谷区代々木2-11-12 南新宿セントラルビル内
TEL:03-3370-6188

西日本住宅産業信用保証(株)

大阪府中央区瓦町4丁目4番8号 瓦町4丁目ビル内
TEL:06-4706-2103



全宅連書式ダウンロード用 ID・パスワードが変更になります!!

現在、会員の皆様にご利用いただいております全宅連の契約書式のダウンロードにあたり、平成30年6月上旬より新たな会員認証システムを導入し、ID・パスワードを会員本店・支店ごとに発行していただくことになりました。

それ以前のID・パスワードは平成30年8月6日以降使用できなくなります。(7月6日以降使用できなくなるとお知らせしていましたが、新規ID・パスワードへの移行状況を鑑み、使用可能期間を延長しました。)

新認証システムの初回ログイン時に、新規登録より登録発行手続きを行っていただきますようよろしくお願い致します。

なお、詳細につきましては(公社)愛知県宅建協会ホームページの「お知らせ」ページまたは、右記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。



お問い合わせ先

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
TEL:03-5821-8111 (代)

全宅連ホームページ
<http://www.zentaku.or.jp/>

ご注意

登録は本店・支店ごとの登録となります。同一店で複数の登録はできません。

ログイン画面(イメージ案)

お知らせ

宅建協会かつ全宅保証の会員資格を有する本店・支店が利用できます。
平成30年6月よりID・パスワードを会員本店・支店ごとに発行しております。
従前のID・パスワードは平成30年7月2日以降は使用できません。新しいID・パスワードをお持ちでない方は新規登録より登録発行手続きを行ってください。

ID・パスワードをお持ちの方

ID: 00000000

パスワード: 000000

ログイン

ID・パスワードを忘れた場合はこちら▶

ID・パスワードをお持ちでない方

新規登録

※既にID・パスワードをお持ちで免許変更(知事・大臣、免許番号変更等)を行った場合もこちらから新規登録をしてください。

ご登録方法

- 1 ログイン画面「ID・パスワードをお持ちでない方」の「新規登録」をクリック
- 2 登録フォームに以下の情報をご登録いただき、「上記利用目的に同意します。」にチェックを入れ、「登録内容を送信」をクリック

新規登録にご登録いただく項目

- | | |
|-------------|---|
| ① 都道府県名 | ⑧ ID管理者名 |
| ② 免許種別 | ※店毎にID管理者1名をフルネームでご登録ください |
| ③ 免許番号 | ⑨ メールアドレス |
| ④ 所在地住所 | ※ID管理者のメールアドレスを登録してください。登録後のID・パスワードのご連絡先となります。 |
| ⑤ 会員名 ※自動表示 | ⑩ パスワード登録 |
| ⑥ 電話番号 | ※任意の半角英数字8桁を登録してください。 |
| ⑦ ファックス番号 | |

- 3 登録メールアドレスに登録完了メールとID・パスワードを自動配信

9月のあいちの花



スプレーギク

スプレーギクはアメリカで開発された小輪の花を複数つけるタイプのキクです。日本には逆輸入され、豊川市で栽培が始まったとされています。現在、東三河地域は国内最大規模の産地となっており、花色や花形が異なる多数の品種が栽培されています。



花の王国
あいち

切り花を長く楽しむためには、直射日光が当たる場所や風が当たる場所をさける事が重要です。カーテン越しに光が当たるような場所や、エアコン等の風が当たる場所を避けて置くといいでしょう。茎を斜めに切り、茎の断面が水に接する面積を大きくしたり、1日1回の交換をして雑菌の繁殖を抑えることなどの日頃の管理も重要です。



花の王国あいち県民運動実行委員会

電話: 052-954-6419 メール: engei@pref.aichi.lg.jp

愛知県宅建協会 会員限定 事業承継支援はじめました!

事業承継に関すること、何でもご相談ください。

後継者がいないので
会社を譲渡したい



自社を譲渡したいが
手続きがわからない



個人事業主でも
事業承継できる?



譲渡価格は
どれくらい?

- 廃業・退会前に事業承継できないか、ご検討・ご相談ください。
- 事業承継により、お手元に残るお金が増える場合もあります。

※廃業・退会は最後の手段です。

CHECK

ここが安心!!

1. 実務に詳しい専門家が相談対応!
2. 事業引き継ぎに特化した相談は無料!
3. 秘密厳守!

お問い合わせ 詳しい内容につきましては、下記までご連絡ください。

愛知県宅建協会全会員の業務支援組織

愛知宅建サポート株式会社 TEL:052-522-2625

ハトマーク



シンボルマーク(ハトマーク)は、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。またREAL(不動産の、本当の)PARTNER(仲間、協力しあう)は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。

愛知県宅建協会のホームページ

<http://www.aichi-takken.or.jp/>
Eメール: takkeninfo@aichi-takken.or.jp

- 編集 集/人材育成委員会
- 編集発行人/委員長 波多野 昭一
- 発行 所/公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館
TEL:052-522-2575(代)
平成30年8月20日発行 通巻494号

本誌内容の無断転載はご遠慮下さい。

転載ご希望の方は、協会本部事務局まで必ずお問い合わせ下さい。

TEL:052-522-2575